

2010年1月22日 全3頁

JAL 上場廃止に伴う個人株主の税務上の 取扱い

制度調査部
鳥毛 拓馬

[要約]

- 2010年1月19日、日本航空等は東京地方裁判所に対し、会社更生手続開始申立てを行った。東京証券取引所は同日、日本航空の株式を同日付で整理銘柄に移管し上場廃止にすることを決定した。取引は2月19日が最後で、翌20日付けで上場廃止となる。
- 日本航空の株式を特定口座で管理していた場合、上場廃止後、更生計画に基づく100%減資により株式が無価値化した場合、当該無価値化による損失を株式の譲渡損失とみなして、確定申告をすることにより、他の株式等の譲渡益と通算することが可能である。
- もっとも、上場廃止後も日本航空等が証券保管振替機構と当該株式の保管契約を継続しなければ、無価値化した株式は、特定管理口座に入れることができないため、譲渡損失を計上できない。また、非上場株式となるので上場株式等の配当等との損益通算や3年間の繰越控除はできない。

1. はじめに

- 2010年1月19日、日本航空等は東京地方裁判所に対し、会社更生手続開始申立てを行った。
- 東京証券取引所は同日、日本航空の株式を同日付で整理銘柄に移管し上場廃止にすることを決定した。取引は2月19日が最後で、翌20日付けで上場廃止となる。
- 日本航空の株式を特定口座で管理していた場合、上場廃止後、更生計画に基づく100%減資により株式が無価値化した場合、当該無価値化による損失を株式の譲渡損失とみなして、確定申告をすることにより、他の株式等の譲渡益と通算することが可能である。これを特定管理株式の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例という。
- 本稿では、かかる特例について概説する。

2. 特定管理株式の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例

- 発行会社の倒産などにより株式等が価値を失った場合、原則として、その損失は株式等の譲渡損失とはみなされず、株式等の譲渡益と通算することができない。

○しかし、特定口座で管理されている上場株式等が発行会社の倒産等により上場廃止となり、その後、清算終了などの次の事実が生じて株式等の価値が喪失した場合には、一定の要件の下で、その損失は株式等の譲渡損とみなされる。今般の日本航空のケースは③にあたる。

- ①発行会社が解散(合併による解散は除く)をし、その清算が終了した場合
- ②発行会社が破産手続開始の決定を受けた場合
- ③発行会社が更生計画認可の決定を受け、発行済株式の全部を無償で消滅させた場合
- ④発行会社が再生計画認可の決定を受け、発行済株式の全部を無償で消滅させた場合
- ⑤預金保険法の規定による特別危機管理開始決定を受けた場合

○株式等としての価値を失ったことによる損失が株式等の譲渡損とみなされるためには、上場廃止日以後、引き続き特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされていなければならない。

○したがって、もし日本航空が上場廃止後に証券保管振替機構での取扱いをやめた場合は、特例の適用を受けられない。

○この特例の対象となるのは、上場廃止前に特定口座で管理されていた上場株式等に限られ、特定口座に入れていなかった上場株式等は対象とならない。

○つまり、同一銘柄を一般口座で保有していても、一般口座の上場株式等の清算終了等による損失は、株式の譲渡損とはみなされない。

○この制度の適用を受けるには、投資家は、原則として、特定口座で保有している上場株式の発行会社の上場廃止日の前日までに、特定口座を開設している証券会社に対して特定管理口座開設届出書を提出し、特定管理口座を開設する必要がある。

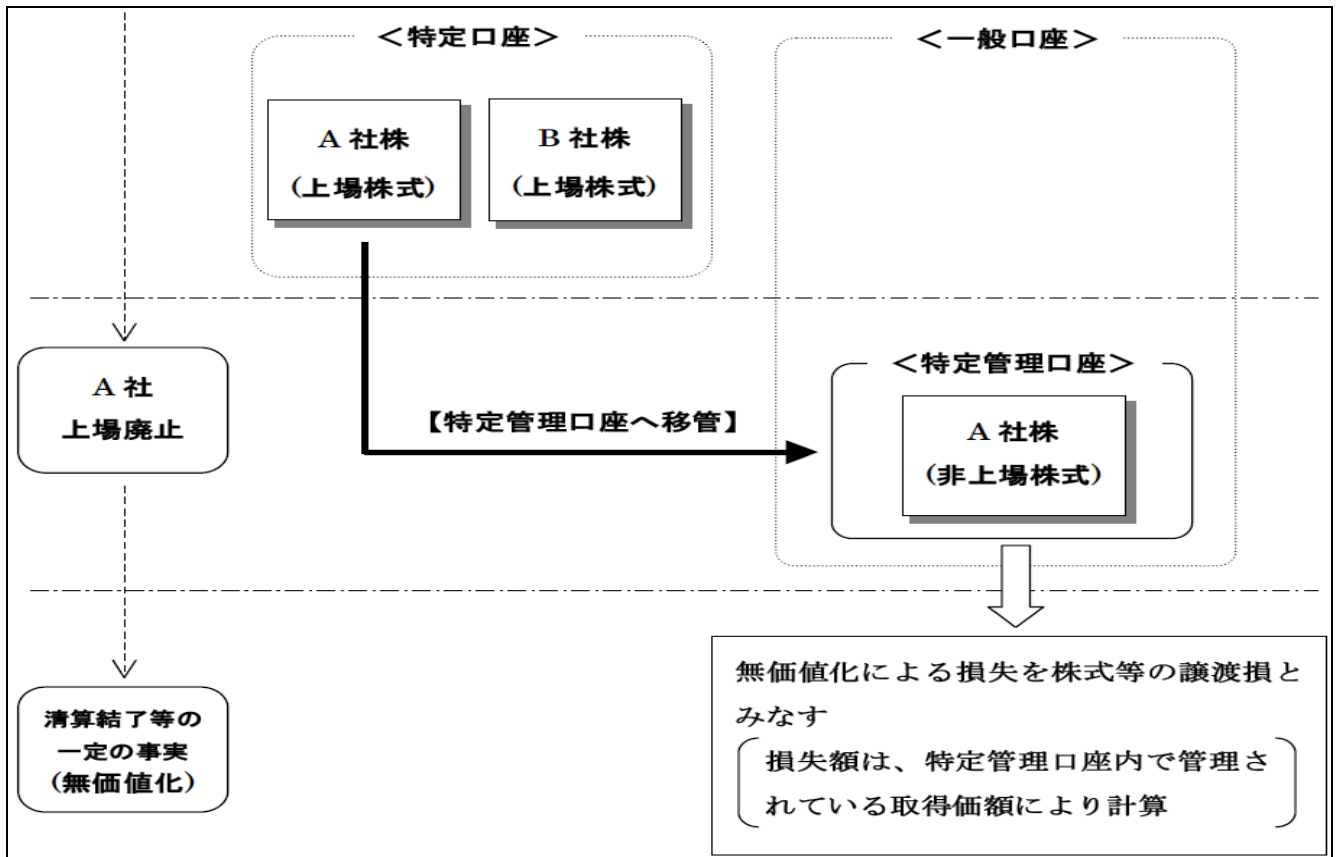
○異なる証券会社等において特定口座から特定管理口座への受入れはできない。特例の対象とするためには特定口座が開設されている証券会社等ごとに特定管理口座を開設しておく必要がある。

○その後、特定管理口座で管理されている上場廃止株式(特定管理株式)が無価値化した場合、証券会社から交付を受けた無価値化に関する証明書(価値喪失株式に係る証明書)などの書類を添付のうえ、投資家が確定申告することにより、他の株式等の譲渡益と損益通算することができる。

○なお、当該損失は、非上場株式の譲渡損失となるため、特例により譲渡損失とみなされた金額が他の株式等の譲渡益から控除しきれなかったとしても、その金額を翌年以降 3 年間繰り越すことはできず、また、上場株式等の配当等との損益通算もできない。

○したがって、投資家がこれらの適用を受けるのであれば、上場廃止前に売却する必要がある。

●特定管理株式の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例の概要



(出所) 国税庁ウェブサイト

3. 証券保管振替機構における取扱い

- 前記のように、株式等としての価値を失ったことによる損失が株式等の譲渡損とみなされるためには、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理口座に係る「振替口座簿に記載もしくは記録」がされていなければならない。
- したがって、日本航空の株式が上場廃止となった場合、原則として、証券保管振替機構における取扱は廃止となるので、「振替口座簿に記載もしくは記録」されているとはいえ、特定管理株式の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例は適用されないことになる。
- もっとも、日本航空が証券保管振替機構と当該株式の保管契約や信託銀行との契約を継続するなど一定の要件を満たせば、特例が認められることになるので、今後の動向が注目される。